

## 一宮町ブロック塀等改修促進事業 Q & A

### 〔申請について〕

Q 1：申請書は、どこで配布していますか？

A 1：役場の2階、都市環境課の窓口で配布しております。

また、町ホームページからもダウンロードできます。

Q 2：事前相談や交付申請は、どこで行えばいいのですか？

A 2：役場の2階、都市環境課（TEL:42-1430）で申請ができます。なお、来庁（事前相談）の際は、事前に電話の予約も出来ますので、ご連絡をお願い致します。

Q 3：申請すると補助対象になりますか？

A 3：申請書と必要書類を提出後、審査を行います。通行人等の安全性の向上を目指した改修工事が補助対象となります。

Q 4：申請は、いつでもできますか？

A 4：平成31年4月1日より、申請を受付しています。ただし、補助金の予算には限りがありますので、予約が多数で予算を超えた場合、交付出来ないこともあります。

Q 5：代理人（町内施工業者）による申請も可能ですか？

A 5：可能です。ただし、代理人（町内施工業者）などが申請を行う際には、委任状が必要となります。

Q 6：所有は親ですが、管理は私（子）がしています。私が申請できますか？

A 6：配偶者若しくは親子であれば、申請は可能です。ただし、申請前に所有者から撤去等の了承（同意書）が必要となります。

Q 7：ブロック塀等を共有名義で所有している場合でも、申請は可能ですか？

A 7：可能ですが、申請内容に対し、関係する権利者全員の同意（同意書）が必要となります。

Q 8：郵送での申請は可能ですか？

A 8：郵送での申請は、受付しておりません。直接受付窓口までご持参下さい。  
申請は、役場の2階、都市環境課の窓口となります。

Q 9：見積書は、誰の名前で出してもらえばいいですか？

A 9：申請者の名前で、見積書を提出していただくよう施工業者に依頼して下さい。

Q10：見積書の内訳は、何処まで必要ですか？

A10：見積書の内訳ですが、申請書に撤去工事予定金額の記入を必要としていることから、改修工事を行う場合でも、ブロック塀等の撤去費用内訳の記載も必要としております。

Q11：各申請に必要な写真はカラープリンターによる印刷でもよいのか？

A11：A 4サイズ1枚に、4コマ程度の大きさに出力して下さい。ブロック塀等全体や撮影日のわかるもの、ひび割れなどの拡大図なども印刷で構いません。

Q12：申請してから交付決定通知ができるまで、どれくらい時間がかかりますか？

A12：申請後、書類審査も含めて交付決定通知ができるまで、2週間程度かかります。

Q13：安全性が確認出来ないブロック塀の確認は、誰がするのでしょうか。交付申請後に、町役場の方が現地へ確認調査に来るのでしょうか？

A13：ブロック塀の事前確認で現地調査などは行いません。交付申請書を提出する際に、ブロック塀等チェック表と現状のブロック塀の写真（ひび割れや、傾きなど）を提出してもらい、書類審査を行います。（ブロック塀のひび割れや、傾きなどは自分自身の目で確認を行うようにして下さい。）

ブロック塀の詳細調査などの相談については、参考資料もありますので、気軽に御相談下さい。

## 〔補助について〕

Q14：補助金は何度でも受けられますか？

A14：同一敷地につき1回限りです。

Q15：補助金の対象者は？

A15：ブロック塀等チェック表により、危険性があると認められるブロック塀があり、町の補助金交付要綱の対象となる者。

- ・ブロック塀が通学路等に面している。
- ・一宮町に居住していること。
- ・町税を滞納していないこと。
- ・ブロック塀等の高さが1mよりも高い。

または、擁壁等の上に築造されているブロック塀等で、擁壁等を含めた通学路等の地面からの高さが1mを超え、かつ、ブロック塀等の高さが60cmを超えるもの。

または、ブロック塀等に傾き、ひび割れ等があり、災害時に倒壊の危険性があるもの。

- ・町内施工業者が行うブロック塀等改修工事。
- ・着工予定の工事（着手済みは補助対象外）

Q16：居住していなくても補助は受けられますか？

A16：補助は、一宮町に居住している方となります。（平成31年4月1日より申請を受付しますが、ブロック塀の状況もあるかと思いますので、都市環境課へ相談をお願いします。）

Q17：通学路に面しているブロック塀がある場合、改修工事費用の補助率は増えるのでしょうか？

A17：町では、「通学路等に面するブロック塀等」と要綱に記載がありますが、補助率については、通学路も同じで、補助対象工事に要する額の50%に相当する額となります。

**Q18：補助が受けられる工事の内容とは？**

A18：町では、地震その他の災害によるブロック塀等の倒壊又は転倒を未然に防止することにより、通行人等の安全性の向上を目指して、町内全域の通学路等に面するブロック塀等の撤去又は改修工事に対して補助を行っています。

- ・ブロック塀等の全部又は一部を取り除く工事。
- ・ブロック塀等の撤去を行った部分に、軽量フェンス又は生垣等を設置する工事。
- ・ブロック塀の撤去後にブロック塀を設置する工事。

ただし、施工業者の責任において安全確認をしてあるもの。(町には建築主事はいませんので、参考図面の用意もしてあります。コンクリートに鉄筋を入れる理由は、「コンクリートの引っ張り強度を補うため」と「コンクリートが乾燥や収縮で割れるのを防止」するために補強するものです。)

**Q19：透かしブロックも工事の対象となりますか？**

A19：ブロック塀の撤去後に、透かしブロックを使用した場合は**撤去分のみが補助対象**となります。

**Q20：花壇も補助対象となりますか？**

A20：花壇は**補助対象外**となります。

**Q21：町は1件分の補助額に対し、どう算定しているの？**

A21：(例)ブロック塀の撤去後に補強したブロック塀(高さ1m、長さ8m)の場合  
総事業費(撤去費用含む)  $408,000 \text{円} \times 1/2 = 204,000 \text{円}$  (補助額)  
町が補助する1件分の内訳  $51,000 \text{円} \times 8\text{m} \times 1/2 = 204,000 \text{円}$

**Q22：値段の高いブロック塀を使用した場合も補助は同じですか？**

A22：高さ1m、長さ1mのブロック塀の場合は、町が想定している金額は撤去費用を含み、上限51,000円と判断しています。それに対し1mあたり150,000円で見積書の提出があれば、町としては、 $150,000 \text{円} \times 1/2 = 75,000 \text{円}$ ではなく、 $51,000 \text{円} \times 1/2 = 25,500 \text{円} \approx 25,000 \text{円}$ で補助します。

(町は、ブロック塀等の倒壊又は転倒を未然に防止することにより、通行人等の安全性の向上を目指しているため、高い値段のブロック塀の補助ではなく、1人でも多くの住民に利用してもらいたいと思っているからです。)

Q23：算定額に端数が生じる場合と上限額はどのようになりますか？

A23：補助対象工事に要する額の 50%に相当する額（千円未満は切り捨て）を補助します。ただし、補助金額が 50 万円を超える場合は、50 万円が限度となります。

Q24：この補助金は、今後も申請できますか？

A24：今回の要綱は、平成 31 年 4 月から 2 年間のみとなります。西暦 2021 年 4 月からは要綱の改正を予定しています。（今後、ブロック塀の診断結果に基づき撤去などが行える補助を予定しています。）

Q25：撤去したブロック塀の処分費も対象となりますか？

A25：撤去費用も補助対象となります。

Q26：ブロック塀の下に土台があるが、これも撤去しないとイケないのか？

A26：ブロック塀とその基礎（土台を含む）を含めて撤去して下さい。

Q27：工事はいつからできますか？

A27：町から交付決定の通知を受けた後、施工業者と契約し工事に着手して下さい。決定通知前に着手した場合は、**補助対象外**となります。

Q28：工事の期限はありますか？

A28：補助の対象となるのは、補助金交付決定通知後に契約し、当該年度内に完了する工事となります。

Q29：自分で行った工事は、補助対象ですか？

A29：**補助対象外**です。

Q30：隣の家との敷地の境界部分にあるブロック塀も補助対象となりますか？

A30：**補助対象外**です。道路等に面する部分のみが補助対象となります。

Q31：施工業者は、何処でも良いのでしょうか？

A31：**町内の施工業者のみ**となります。

Q32：町外の施工業者で工事を考えているが、補助対象になるのか？

A32：補助要件として、町内の施工業者に限定しておりますので、補助対象外となります。

Q33：複数の業者によって工事する場合は、補助金は受けられますか？

A33：町内の施工業者であれば、補助は受けられます。その場合、申請時に補助対象の確認ができる「見積書の写し」と「改修工事の内容を明らかにする図面及び仕様書」も必要となります。

Q34：生垣のみを設置したいが、補助対象の工事ですか？

A34：生垣のみを設置する工事は、補助対象外となります。

Q35：生垣の樹種について基準はありますか？

A35：樹種についての基準はありませんが、生垣に適した樹種を選定していただくようお願いします。

Q36：ブロック塀6段のうち、3段撤去し軽量フェンスを行う工事は可能ですか？

A36：可能です。ただし現状のブロック塀に、ひび割れや傾きなどが無い状態となります。

Q37：実績報告書提出後に、現地を確認することはありますか？

A37：工事完了後、実績報告書の提出時に、現地確認の日程調整をさせていただきます。担当職員が現地を確認します。

Q38：補助金は、どの段階でもらえるのですか？

A38：実績報告書の提出後、補助金交付確定通知を行います。この通知後に補助金の請求書の提出をして頂いた後に、指定の口座に補助金を振込致します。

Q39：申請者以外の名義の口座へ、補助金の振込は可能でしょうか？

A39：申請者以外への振込は行っておりません。

〔その他〕

Q40：通学路の定義とは？

A40：通学路とは、各学校が、児童・生徒の通学の安全の確保と、教育的環境維持のために指定している道路であり、各学校が決定し、これを町教育委員会が承認したものとなります。

Q41：家の前の道路が通学路なのか確認したい場合は？

A41：保健センター3階、教育委員会の窓口で確認できます。